

令和3年4月7日開会

令和3年4月7日閉会

令和3年第3回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

令和3年4月7日

令和3年第3回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税
条例等の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第4 議案第25号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第5 議案第26号 工事請負契約の締結について（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席議員（10名）

1番	石井伸弘
2番	神谷巧
3番	村木俊文
4番	松野由文
5番	三浦元嗣
6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝
10番	井野勝己

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉
総務危機管理課長	臼井誠
都市環境課長	山田潤
税務課長	木野村和明
総務危機管理課総括管理監	奥村英人

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	小島	伸也
議会書記	高崎	明美
議会書記	石崎	啓明

開会 午前 9 時 30 分

- 議長（鈴木浩之君） ただいまから令和 3 年第 3 回北方町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の日程はお手もとに配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、5 番 三浦元嗣君及び 6 番 杉本真由美さんを指名します。

日程第 2 会期の決定

- 議長（鈴木浩之君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日 1 日に決定しました。

日程第 3 承認第 2 号から日程第 5 議案第 26 号まで

- 議長（鈴木浩之君） 日程第 3、承認第 2 号から日程第 5、議案第 26 号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（戸部哲哉君） おはようございます。臨時議会ということでお願いをさせていただきましたところ、議員皆さんには何かと御多用の中、全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案をさせていただきました議案に対しまして、順次説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず承認第 2 号であります。専決処分の承認を求めることについて、北方町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、北方町税条例等の一部を改正する条例制定の必要が生じましたが、同法は令和 3 年 4 月 1 日からの施行であるために議会を招集するいとまがなかったことから、地方税法第 179 条第 1 項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、ここに御報告し承認を求めるものであります。

続きまして、議案第 25 号 工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、町道 296 号線の道路改良工事で、事業の内容は、道路改良工事 110 メートル、函渠工事 111 メートルであります。

契約の締結にあたりましては、予定価格が 5,000 万円を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。その結果、契約の金額は 2 億 1,340 万円で、契約の相手方につきましては、杉山建設株式会社、住所は岐阜県本巣市海老 430 番地、代表取締役杉山文康と契約を行おうとするものであります。

続きまして、議案第 26 号。議案第 25 号と同様に、工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、町道 366 号線の道路改良工事で、事業の内容は、道路改良工事 286 メートル、函渠工事 220 メートルであります。

契約の締結にあたりましては、予定価格が 5,000 万円を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。その結果、契約の金額は 4 億 1,580 万円で、契約の相手方につきましては、大日本・松野特定建設工事共同企業体であります。代表構成員は、岐阜市宇佐南 1 丁目 3 番 11 号、大日本土木株式会社、代表取締役 馬場義雄と、構成員であります岐阜県瑞穂市穂積 1330 番地、株式会社松野組、代表取締役 松野守男と契約を行おうとするものであります。

慎重に審議をしていただきまして、適切な御決定がいただけますようよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木浩之君） ここで暫時休憩とします。

これより全員協議会を委員会室において開きますので、移動をお願いいたします。

休憩 午前 9 時 35 分

再開 午前 10 時 57 分

- 議長（鈴木浩之君） それでは、会議を再開します。
承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例等の一部を改正する条例）の質疑を行います。
〔「省略」の声あり〕
- 議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。
これから承認 2 号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号は原案のとおり承認されました。
次に、議案第 25 号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。
〔「省略」の声あり〕
- 議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。
これから議案第 25 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第 26 号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。
〔「省略」の声あり〕
- 議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。
これから議案第 26 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。
本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。令和 3 年第 3 回北方町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 11 時 00 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年4月7日

議 長 鈴木 浩之

署名議員 三浦 元嗣

署名議員 杉本 真由美